

(理念)

第1 釧路短期大学は、建学の精神「愛と奉仕」(人を愛し人に尽くす)を基本とし、障害のある学生(以下「障害学生」という。)を含むすべての学生に対し、平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「障害者の権利に関する条約」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の精神と考え方に則り、障害により学生生活に不利益が生じないように必要かつ適切な支援及び環境整備を行う。

(合理的配慮)

第2 障害学生に対し、その障害の内容や程度に応じ個別に必要なかつ合理的な配慮を行い、障害学生を含むすべての学生に質の高い教育を提供する。

(対象)

第3 本学に入学を希望する障害のある人及び本学に在籍する障害学生、研究生、科目等履修生などを対象に必要な支援を行う。

(教育改善)

第4 障害学生に対する修学上の配慮が、すべての学生の修学にとって有益になるような教育の改善と充実に取り組む。

(支援体制)

第5 障害学生が権利の主体である。一人ひとりの要望に基づき、当該学生の所属する学科・専攻と教務委員会・学生相談室運営委員会等が相談の上、本人のプライバシーを考慮し個別に支援方針を決定する。必要に応じて学外の関係機関及び専門家と連携して、全学的な体制で行う。

(理解促進)

第6 障害学生に対する支援活動を通じて、すべての学生一人ひとりが、相互に人格・個性を尊重しながらよりよい人間関係を築き、障害について理解する機会を提供する。

(個人情報)

第7 障害学生の個人情報は、守秘義務を遵守して厳密に管理する。

附則

1. この基本方針は令和2年2月4日から発効する。